

厚岸町議会 第4回定例会

平成21年12月18日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成21年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、中川議員、6番、佐齋議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 第14回の議会運営委員会を、昨日開催いたしましたので、報告申し上げます。
議件は、追加議案についてであります。
1、議案第91号 財産の取得についてであります。
追加方法は本会議で審査することと決定をいたしました。
以上であります。
- 議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（南谷議員） 日程第3、議案第81号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第81号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、その提案理由を申し上げます。
平成17年度を始期とし平成21年度を終期とする厚岸町過疎地域自立促進市町村計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成16年12月定例会において議決をいただいているところであります。
この過疎地域自立促進市町村計画の運用に当たりましては、毎年度計画搭載事業の実績や3カ年実施計画のローリングなどを踏まえて、必要な変更手続を行ってきていると

ころであります。

このたびの変更にあたりましては、平成21年度国の補正予算成立に伴いまして、計上された地域活性化公共投資臨時交付金を活用することにより、町内全域のブロードバンドゼロ地域の解消と地上デジタル放送難視聴地域への解消及び町内全世帯への行政情報等各種告知放送の充実と防災機能の補完等のためのIT告知システム導入を目的とする地域情報通信基盤整備事業を行うに当たり、計画への事業の追加をするため北海道知事との変更協議とともに協議会の議決が必要となったものであります。

本件につきましては、すでに平成21年8月19日付けをもって北海道知事から計画変更に対して異議がないとする回答を受けておりますので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基づき、当該計画の変更について町議会の議決を得るべく本定例会に上程するものでございます。

議案書の8ページでございます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更であります。字が小さく見えにくいために説明につきましては、別途配付しておりますA3の紙になります。議案第81号説明資料というふうになってございます。資料の1ページ目ですけれども、これは定められているA4の様式を便宜的にA3に拡大したという内容のものでございます。議案書と同様の内容というふうになっておりますので、ご了解のほどお願いいたします。

今回の過疎計画の変更では、計画書の文章の変更・追加はございません。各施設区分ごとにあります事業計画の中に新たな事業を追加するものでございます。追加となるのは、区分欄の3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の中の事業計画に事業名、(5)電気通信施設等情報化のための施設の、その他の情報化のための施設、これを加えるもので、その事業内容につきましては、地域情報通信基盤整備であり、内容についての詳細につきましては記載のとおりでございます。

2ページ目でございますが、この説明資料でございます。過疎地域に追加搭載された事業の各年次ごとの概算事業費を記載しているものでございます。なお、概算事業費につきましては、今回、議案第71号の補正予算に計上されております事業費より12億円程度大きくなっておりますが、これは当初この額を概算事業費として北海道との事業変更協議を行っていたものであります。その後、事業費が精査され予算計上においては全額町にというふうになっているものでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。ございませんか。
(なし)

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第4、議案第82号 釧路東部消防組規約の変更についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

- 総務課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第82号 釧路東部消防組規約の変更の変更について、その提案理由のご説明を申し上げます。
議案書の9ページになります。
本年10月26日から施行の松葉地区などの字名改正に伴い、釧路東部消防組合事務所の位置の表示が変更となったところでございます。これに伴い釧路東部消防組規約第4条に規定する当該組合の事務所の位置を改正する必要があるところから、当該組合がその規約を変更することについて、関係町であります、当町、釧路町及び浜中町との協議につきまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。
なお、変更する規約の内容につきましては、別に配付しております議案第82号説明資料新旧対照表によりご説明させていただきます。資料をごらんいただきたいと思います。
改正を行おうとする内容は第4条の組合の事務所の位置でございます。記載のとおり改正しようとするものでございます。
議案にお戻り願います。
附則でございます。この規約の変更は、地方自治法第286条第2項の規定によりまして、関係町の協議が成立した日から施行し、当該組合事務所の位置の字名改正が施行されました平成21年10月26日から適用するものでございます。
なお、本来でありますと、この規約の適用以前の議会に上程すべき案件であります。が、手続がおくれましたことを、心からおわび申し上げます。
以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

(な し)

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第5、議案第83号 新たに生じた土地の確認について、議案第84号 町の区域の変更について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第83号 新たに生じた土地の確認について及び議案第84号 町の区域の変更について、提案内容をご説明を申し上げます。

議案書の10ページをお開き願います。

議案第83号 新たに生じた土地の確認についてでございます。

本件は、北海道が実施する床潭漁港の物揚場改修工事に伴い、公有水面の埋め立てが必要のため公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、北海道より意見を求められ、同法第4項の規定により平成19年6月定例会において議会の議決を得て、異議のないことを答申し、改修工事が進められてまいりました。

このほど北海道より、工事が完了した竣工認可の通知があり、これに伴い地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地の確認について、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。確認地の所在は、厚岸郡厚岸町床潭351番及び352番に隣接する公有水面埋立地であります。面積は47.22平方メートル、所有者は北海道であります。

次のページをごらんください。

位置図であります。図面下側円で囲ったところでございます。床潭漁港内です。12ページをお開き願います。所在図であります。床潭漁港の物揚場で太線で示した部分が埋め立て区域であります。次のページをごらんください。求積図であります。図面中央の床潭351番に隣接した①から⑩までに囲まれた塗りつぶしが埋立区域であり、⑧から⑨の46.985メートルの区間における埋め立ての断面を図面右側標準断面図で示しております。既設矢板と新設矢板の間、幅にして0.8メートルから1.008メートルが埋立区域であり、新たに生じた土地となります。埋立区域の面積47.22平方メートルは図面下側の求積表に示しております座標法により計算をしたものであります。

次に、議案第84号 町の区域の変更について、その提案理由をご説明申し上げます。議案書14ページをお開き願います。

変更しようとする町の区域は、議案第83号で説明した床潭漁港の物揚場改修工事に伴い公有水面を埋め立てし、新たに生じた土地を本町の区域内に編入するため町の区域を変更するものであり、変更するに当たり地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容であります。町の名称は、厚岸郡厚岸町床潭、変更する町の区域は編入する公有水面埋立地として厚岸郡厚岸町床潭351番及び352番に隣接する公有水面埋立地。面積

は47.22平方メートルであります。位置図、所在図、求積図、標準断面図はさきの議案第83号で説明したとおりであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） 初めに、議案第83号について質疑を行います。ございませんか。
(なし)

- 議長（南谷議員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 次に、議案第84号について質疑を行います。ございませんか。
(なし)

- 議長（南谷議員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第6、議案第85号 財産の取得についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
特老ホーム施設長。

- 特老ホーム施設長（桂川施設長） ただいま上程いただきました議案第85号 財産の取得についての提案理由をご説明いたします。
議案書、15ページをお開き願います。
議案第85号であります。

現在建設中であります特別養護老人ホーム心和園の増築事業に伴いまして、入所施設18床、ショートステイ10床、合わせて28床の増床となりますが、その居室用寝具といたしまして、主に電動ベッドやベッドサイドキャビネットなどを購入しようとするものであ

ります。このたび、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。1の財産の種類は物品でございます。2の名称及び数量は、居室用寝具一式でございます。3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による6社によります指名競争入札であります。4の取得額は1,207万5,000円であります。5の契約の相手方は北海道厚岸郡厚岸町白浜4丁目2番地、株式会社旭厚家具センターであります。16ページには、参考といたしまして、主な仕様並びに数量を記載しております。電動ベッドにつきましては、屈曲位置調整機能つきで28台、ベッドサイドレールが差込タイプで26組、マットレスは23枚、ベッドサイドキャビネットは開閉方向組み替え式で28台、スイングアーム介助バー10台の購入であります。電動ベッドとベッドサイドキャビネットにつきましては、増床分であります28床に応じた台数となりますが、そのほかにつきましては、それぞれ必要数を精査検討した中での計上といたしましたので、増床数と合致しないことをご了承願います。

なお、議案の購入月備につきましては、別添の議案第85号説明資料をご参照願います。

次に、納入期日でございますが、平成22年3月19日でございます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

9番、菊池議員。

●菊池議員 指名競争入札の6社は町内ですか、それとベッドは、そのほか付属品のメーカーはどこですか。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） 指名競争入札参加業者はすべて町内でございます。

なお、メーカーにつきましては、パラマウントベッドとなっております。

●議長（南谷議員） ほかに。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 これ総額はわかるんですけども、それぞれ区分の中で1個当たりの単価というのはわかるのですか、口答で構いませんので、教えていただきたいと思うのですが。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） 入札につきましては一括入札でございますので、ま

だ細部にわたっての明細はもらっておりませんが、基本的に計算した中では、ベッドにつきましては、1台35万1,000円、サイドレールにつきましては、1万3,500円、マットレスにつきましては、3万4,200円、ベッドサイドキャビネットにつきましては、2万6,000円程度になると考えております。

(「はい、ありがとうございます。いいです。」の声あり)

●議長（南谷議員） 他にございませんか。
2番、堀議員。

●堀議員 今、その電動ベッドがパラマウントベッドだということなのですが、これはメーカー指定をして、このメーカーにしたのでしょうか。それとも、メーカー指定はしてなくて、この入札に付したのでしょうか。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） メーカー指定は一切しておりません。

●議長（南谷議員） よろしいですか。
他にございませんか。

(な し)

●議長（南谷議員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第7、議案第86号 厚岸町農業研修センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） ただいま上程いただきました議案第86号 厚岸町農業研修センター条例を廃止する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

尾幌地区農業研修センターにつきましては、昭和51年度第2次農業構造改善事業にて

建設されました鉄鋼造平屋建て、延べ床面積550.85平方メートルの施設であります。

この施設の建設から33年が経過し、老朽化等による建物維持保全経費がかさむ中、地元地域の皆様のご理解をいただき、平成20年2月20日開催の地域説明会において、地域の方々の同意を得ることができ、同年3月末をもって休館の取り扱いをさせていただいております。

さらに、平成21年4月26日の異常低気圧の強風雪により、構造の屋根トタン物がはがれ、そのままの状況では2次災害を招くことから、除去等の応急措置を施しております。こうしたことを踏まえ、このまま建物の維持保全をしていない状態ではトタンの剥離や外壁材の切散など危険を招くことから、農業研修センター解体に向けた補助事業取得財産の処分手続、長期利用財産処分報告書をことし5月27日より、支庁、道を経由し国に提出してはりましたが、このたび受理、承認をいただきました。

ただいま申し上げましたとおり、厚岸町農業研修センターの解体処分を施行する手続が済みましたので、条例を廃止する条例の制定を行うものであります。

附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

なお、平成21年度厚岸町町議会第3回臨時会にて、解体撤去工事費の補正予算の議決をいただいております。直ちに発注したいと考えております。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程8、議案第87号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第87号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書18ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、この条例の一部改正にかかわる趣旨でございますが、ご承知のとおり、町財政が大変厳しい中であって、厚岸町議会議員の議員報酬について、平成17年度より報酬月額及び期末手当から、議長は16%、副議長は15%、各常任委員長、議会運営委員長は12%、議員については10%の削減を行ってきたところでございます。

国は昨年秋以降、米国発の金融危機に端を発した日本経済の急激な景気後退に歯どめをかけるため、平成20年度、平成21年度と大型補正予算を編成し、経済の回復につながる施策を講じてまいりました。これに呼応し、各自治体も諸施策の実施をしてきたところでございます。しかし、政府は先月20日に、月例経済報告で日本経済は穏やかなデフレ状況にあると認定いたしました。これらの状況を反映いたしまして、中央と地方の景気格差の拡大、地方における景気低迷は今後もさらに続くものと認識せざるを得ないところでございます。

また、新政権の誕生により国勢の動きが今後地方にどのような政策を打ち出してくるのか、現段階では全く不透明な状況でございます。このような状況の中でありまして、平成22年度以降における町財政の財政状況の推計は、極めて困難な状況にあるため、平成22年度においても、厚岸町議会議員の議員報酬及び期末手当について、減額措置を行おうとするものでございます。

減額措置の内容につきましては、報酬月額を議長及び副議長は7%、各常任委員長、議会運営委員長及び議員については5%減額し、期末手当の支給割合を0.5カ月分減額する措置を行おうとするものでございます。

なお、この提案につきましては、去る12月3日に開会されました特別職報酬等審議会にお諮りしたところ、この減額措置が適当であるとの答申を受けたところでございます。

改正内容の説明につきましては、別に配付してございます議案第87号説明資料新旧対照表によって説明させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、資料をご参照願います。

第10条第2項期末手当でございます。6月支給分について、現行100分の225を100分の195に、12月支給分について、現行100分の240を100分の220に改めるもので、改正前の合計4.65月分から0.5月分引き下げまして、4.15月分とするものでございます。

附則の改正でございますが、平成22年度に限り、議員報酬月額を、議長、副議長にあつては100分の93、常任委員長、議会運営委員長及び議員にあつては、100分の95をそれぞれ乗じて得た額とする規定を加えるもので、当該規定は、平成17年度以降の減額規定と同様に、期末手当においても反映されるものでございます。

議案書の18ページにお戻りいただきたいと存じます。

この改正条例の附則であります。この条例の施行日を平成22年4月1日からとするものでございます。

なお、これらの改正に伴う減額の影響額は、合計で458万1,155円と試算されるところでございます。

大変簡単、雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程 9、議案第88号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第88号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をご説明申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

ご承知のとおり、町長及び副町長の給与は特別職の職員の給与に関する条例により、また、教育長の給与は教育長の給与及び勤務時間等に関する条例により、それぞれ規定されているところでございます。

改正条文のご説明をさせていただきますが、今回の改正は、特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の二つの条例の改正をしようとするもので、改正される内容が同じであることから、別々に上程するのではなく、一つの条例として改正条例を上程させていただくことをご了承願います。

この一部改正の内容でございますが、平成22年度においても、町長、副町長及び教育長の給与及び期末手当について、減額措置を行おうとするものでございます。減額措置の内容につきましては、給料月額から10%、期末手当の支給割合を0.25カ月分減額するものでございます。

なお、この提案につきましては、去る12月3日に開会されました特別職報酬等審議会にお諮りしたところ、この減額措置が適当であるとの答申を受けたところでございます。

なお、説明に当たっては別に配付してございます議案第89号説明資料新旧対照表によってご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料をごらんいただきたいと思います。

まず、改正条例第1条の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであり

ます。

第5条期末手当に関する規定、第2項中、6月支給分について100分の210を100分の195に、12月支給分については100分の230を100分の220に改めるもので、改正前の4.4月分から0.25月分引き下げ、4.15月分とするものでございます。

附則の改正であります。平成22年度における給料月額10%カットを行う規定を加えるもので、当該規定は平成17年度以降、減額規定と同様に期末手当においても10%カットが反映されるものでございます。

内容は、附則第7項を第8項とし附則第6項の次に第7項として1項を追加するもので、平成22年度に限り、本則で定める給料月額に100分の90を乗じて得た額を給料月額とするものでございます。

続きまして、改正条例第2条の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてであります。さきにご説明いたしました特別職の職員の給与に関する条例の一部改正と条項番号が異なるほかは同様の改正でございますので、説明を省略させていただきます。

議案書20ページをお開き願いたいと存じます。

この改正条例の附則であります。この条例の施行日を平成22年4月1日からとするものでございます。

なお、これらの改正に伴う減額の影響額は、合計で439万5,147円と試算されるところでございます。

以上、簡単、雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程10、議案第89号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第89号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

議案書21ページをお開き願いたいと存じます。

ご案内のとおり、本年8月11日に、人事院は国会及び内閣に対し、公務員の給与の改定について勧告し、内閣は同月25日にこの勧告どおり改定を行う閣議決定をしたところでございます。

このたび、職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、前段申し上げました人事院勧告の内容に沿った改定をしようとするものでございます。

改定の要旨につきましては、一般給料表、医療職給料表及び企業職給料表を平均0.17%引き下げること、平成19年度地域級俸給表に準じた給料表の導入に伴う減給保証の算定基礎額を0.24%引き下げ、100分の99.76を乗じて得た額とすること。期末手当及び勤勉手当の支給割合を0.35月分引き下げること。自宅にかかる住居手当月額8,000円を廃止することとするものでございます。

なお、この提案につきましては、過日12月7日に職員組合との協議におきまして、合意がなされておりますことをご理解賜りたいと存じます。

改正条文の説明をいたしますが、今回の改正は職員給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例と平成19年における両条例の一部を改正する条例の四つの条例を改正しようとするもので、改正される内容が同様であることから、別々に上程するものではなく、一つの条例改正として上程させていただくことをご了承願いたいと存じます。

なお、説明に当たっては、別に配付しております議案第89号説明資料新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

まず、改正条例第1条の規定は、職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

資料の1ページでございます。

第16条の3、第2項期末手当でございます。

6月支給分について100分の140を100分の125に、12月支給分について100分の160を100分の155に改めるものでございます。

16条の第2項勤勉手当でございます。

100分の75を100分の70に改めるものでございます。

第16条の7、住居手当でございます。

第1項第1号は字句の整理でございます。資料2ページをごらん願いたいと存じます。

同項第2号は、住居手当のうち自己の所有に属する住宅に居住する職員等、いわゆる持ち家に対する住居手当の支給の規定で、これを廃止するものでございます。同項3号は、項番号の繰り上げでございます。第2項及び同項第3号は、同項第2号のいわゆる持ち家に対する住居手当月額8,000円を廃止することに伴う号番号の整理でございます。

別表1、一般給料表及び別表2医療職給料表の改正内容は、この2ページから14ページまでとなっております。さきにご説明させていただいたとおり、平均で0.17%引き下げる改正を行うものでございますので、細かい説明については省略させていただきます。

次に、改正条例第2条、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について

であります。さきにご説明申し上げました職員の給与に関する条例の一部改正と条項番号は異なりますが、その内容は同様の改正でありますので、説明を省略させていただきます。

資料21ページでございます。

改正条例第3条、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、平成19年厚岸町条例第10号で公布した条例の附則の改正でございます。

附則第6条、給料の切りかえに伴う経過措置でございます。

平成19年度から現行の給料表への切りかえを実施したところでございますが、その際、経過措置として、現行前の給料月額を下回る事となる職員が生じた場合、当該職員については、当該下回る給料月額の差に相当する額を加えたものを給料として支給するという、いわゆる減給保証の経過措置が講じられているところでございますが、この算定基礎額を0.24%引き下げるもので、100分の99.76を乗じて得た額とする内容でございます。

次に、改正条例第4条の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正する条例の一部を改正する条例についてであります。さきにご説明申し上げました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例と条番号は異なりますが、その内容は同様でございますので、説明を省略させていただきます。

議案書37ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございます。この条例の施行期日でございますが、この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

なお、このたびの改正に伴う来年度における影響額でございますが、一般会計、特別会計ベースで5,039万3,000円の削減と試算されるところでございます。また企業会計を加えた全会計ベースでは6,294万2,000円の削減と試算されるところでございます。

以上、簡単、雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（なし）

- 議長（南谷議員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程11、議案第90号 職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第90号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案書38ページをお開きいただきたいと思います。

病院に勤務する看護師は24時間基準看護を提供するための体制を整えておかなければならず、病棟看護体制では夜間・夜勤が不可欠でございます。このような状況におきまして、現在、町立厚岸病院看護職員は3交代勤務制により看護業務を行っているところでございますが、この3交代勤務体制が日勤、準夜勤、深夜勤、休日と目まぐるしく変化し、看護職員の生活リズムと体のリズムが一致しないため、慢性的疲労やストレスにつながりやすい現状にあるといわれ、他の病院でも見直しや検討が行われているところでございます。

また、勤務体系が3交代であることにより、看護人員の輪番体制、いわゆるローテーションが複雑化するとともに、入院患者の疾病状況の把握が十分にできないことにもなりかねず、きめ細かな看護業務に支障を来しかねない状況も想定されます。加えて、夜間、休祭日の救急転搬送時に救急車に同乗する看護職員を勤務者以外の看護師に充てなければならず、要員確保や時間を要する場合もございます。

さらに、深夜通勤による交通障害、事故等の危険性も指摘されるなど、多くの問題点があることから、これを解消するため3交代勤務体制から2交代勤務体制へ勤務体制の変更を検討すべく町立病院内に2交代制検討委員会を立ち上げ、職員の意向を調査し、意見を取りまとめるなどの協議をしてきたところでございます。

その結果、夜間回数の減による生活リズムの改善が図られること、夜間の人員配置が厚くできること、夜間の継続的な入院患者の病状把握が容易であること、申し送りの減少による伝達ミスやリスクの低下が図られること、深夜通勤による交通障害、事故の回避が見込めることなどの利点が挙げられ、2交代勤務制によるローテーションが適当であるとの結論が出され、町立病院運営会議で報告、実施に向け承認されたことを受け、職員組合と協議の結果、このたび同意を得たところでございます。

この決定を受けまして、2交代制を実施するに当たって、具体的な勤務体制の検討を行うとともに、それに伴う特殊勤務手当等の諸規定の精査をしたところ、夜間業務手当の改正が必要と判断したところから、このたび条例中の当該業務手当の改正を行うものでございます。

改正条文の説明でございますが、第7条第2項中、夜間業務手当の支給限度額5,300円を7,900円に改めるものでございます。

なお、参考といたしまして、議案第90号説明資料の新旧対照表を条例と規則の分を付してございますので、ご参照していただきたいと思います。

この条例の附則であります。この条例の施行日を、平成21年12月20日からとするものでございます。なお、夜間業務手当の年間支給額につきましては、平年ベースで約1,153

万4,000円の見込みで、救急車への同乗、引き継ぎ時の超過勤務などが減少する分を差し引きますと、このたびのこの改正により約32万4,000円ほどの増となる見込みでございます。

以上、簡単、雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

14番、竹田議員。

●竹田議員 3勤から2勤交代ということで、物事すべて何でも一長一短あると思うのですけれども、今、利点の話をされたのですけれども、逆に職員にとって負担になる部分というのですかね勤務状況で、そういった部分のその部分はどうなのか、また、全道的に町村病院がこれを適用しているというのは、道内何病院中どのぐらいの適用、これを方法をとっているのか、パーセンテージでも何でもいいので教えていただきたいと思えます。

それから、職員の説明をされたということでしたけれども、職員の中では全く1人もこの勤務体制に対して反対、もしくはその改善の余地の話というのが全くなかったのかどうか、その辺の経過、経緯も教えていただきたいと思えます。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） この2交代制の検討につきましては、町立病院内で提案理由の説明にもございましたが、院内に2交代制検討委員会を立ち上げて春から検討してきてございます。それ以前に看護職員の勤務体制に関するアンケート調査ということで、全看護職員にこの21年の2月にアンケート調査を行っております。

その内容によりますと、2交代制は経験したことがないので不安であるとか、それから、現在の託児所に子供を預けている状況がどうなるのか等々、それから、実際の勤務時間体制が示されなければ不安であるとか、それから、引き継ぎの状況が今後どうなっていくのか、朝の交代がどうなっていくのか等の不安等がございましたが、改善される方向の検討が行われ、託児所での子供の預かり、それから現在勤務されております看護職員の中にも2交代制をそれぞれ経験をしてきている看護師さん等々の経験のお話もありまして、3交代にするほうが体調管理やさまざまな病棟管理のスムーズ、安全制を考慮すると、そちらが高いということで、看護部内で検討が進められ改善が図られることが同意されたということでございます。

反対者はいたのかということですが、今のところ、そういう話し合いを続けてきておりますので、ほぼ全員が同意されているというところでございます。今のところ聞いているのは、そういうところでございます。一部には、3交代制から2交代制になり、夜間の勤務の時間が長くなるわけではございますが、その間休息がとれない等々の心配もございますが、そこを外来勤務のほうから1名厚くして、なおかつ救急搬送時の看護師の対応がスムーズにいくというところでは、十分な勤務の余裕が図られるということも、

そのデメリットに対する改善の策となると考えてございます。

それから、近隣の病院の状況でございますが、道内的な把握は現在持ち合わせておりませんが、釧路、根室管内で申し上げますと、町立標茶病院、町立中標津病院、それから市立根室病院は実施しておりません。それから釧路市立病院では救急の外来が特別な扱いになっております、それだけで単独の扱いになっておりますが、そこで救急センターのほうで実施されていると。それから岩見沢市立病院でも外来の救急のほうで実施されている。それから砂川市立病院でも病棟の2カ所と救急外来が実施されているというところの現状でございます。

(「もう1件答弁、一長一短あって、いいところばかりでないのもあるのかなのかということ」の声あり)

- 病院事務長（土肥事務長） 先ほども申し上げましたが、アンケート調査をした結果では、2交代制になることで夜間の勤務時間が長くなりますので、それに対する不安があるということでございます。それから、それによって休憩時間がどうなのかということも含めて不安がありました。それに対して、2交代制になることによって看護師にその交代の余裕が出ますので、その分人員を厚くできるというメリットがあります。そこで勤務の状況を緩和できると。さらに、今までは救急車での添乗等につきましては、その都度自宅から看護師を呼び寄せると、病棟の看護師が添乗するということにはなりませんので、呼び寄せるといった状況がありまして、なかなかスムーズな、あるいは勤務のローテーションに支障を来すというところでは、常時その院内の病棟に勤務する職員から対応できるということでカバーできると、そういったメリットがあるということで、デメリットとメリットがありますが、デメリットをカバーできる内容に改善し、このたびこの2交代制に変更しようということでございます。

- 議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

- 竹田議員 済みません、聞き方が悪かったですよね。メリット、デメリットという話なのですよ、そのとおりでありますけれども、全道的にどのくらいの病院がそれを実施しているのかという、その部分で、今までいろいろな病院が取り組んでいる3勤交代から2勤交代にした、その事例を踏まえて一長一短があるのではないかと、その中にメリット、デメリットの報告をされて引き受けている部分の中でメリット、デメリットがどういうふうになっているのかということをお聞きしたかったのですよね。これは今答弁の中では、アンケート調査に基づく厚岸町町立病院独自の考えをメリット、デメリットのほうで説明したというふうに私は思うのですよね。そうじゃなくて、全道的にこの3勤から2勤に転換していった中での事例報告があった中のメリット、デメリットということで、いろいろな精査をされてきたのではないかとというふうに思うのですよ。その中で町立病院としては、いい方向性に向かうのであれば、それを適用したいということで踏み切ったのではないかとと思うのですね。その説明をしていただきかけたのですよ。

それともう一つ、職場ではやはり働く人が安心・安全で働けるということが第一条件

になるわけですね。その上でこういったことの結果を踏まえて3勤から2勤が変わったときに、職員に対しての保護という部分で実施をしてからのいろいろなまたアンケートを行って、3勤から2勤にした結果の職員のその職場の環境等についての調査等を行っていくようにお願いをしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 実は、アンケート調査をする上で看護協会等々から資料もきておりますし、各病院の実施の状況等を資料をいただくなど、その検討をするに当たっての資料は十分看護部のほうでも容易しながら、デメリット、メリットを今まで看護協会、それからほかの病院等で示されている内容を職員の方々にも示しながら、なおかつ町立病院に当てはめるとしたらどうなのかというアンケート調査を行ったということでございます。

また、町立病院は今の3交代制になる前に2交代制を敷いておりましたので、そのときの経験者も中にもいらっしゃるということと、2交代制を経験してきている看護師さんが今現在町立病院に採用されているということで、どちらの交代制も経験している方がいるということでは、双方それぞれ意見が出し合われて検討がされたというふうに聞いてございます。全道的なそういった意見といいますか、流れ、考え方を受けて看護部のほうで全4回の検討会議をして、その結果同意を得て、さらにはまた、病院の運営会議の中でも全体的な合意を得た内容であるということでございます。

安全・安心が重要だというお話ですので、私どもも当然それを踏まえた中でももちろん看護体制をスムーズにいく、それから患者への療養ですか、それが安心に安全に行われるということが最も重要でございますので、今後ともこの検討委員会は存続し、この2交代制が決定し運用されても、この検討委員会は設置されたままで、再度問題点の洗い出し、それから課題等があればどう解決していけばいいのかは、今後も検討する予定となっております。

●議長（南谷議員） いいですか。

他にございませんか。

13番、室崎議員。

●室崎議員 本論に入る前に余談でございますが、町民の方から看護師さんの勤務体制大きく変わるんだそうだという話をここずっと聞いておりましたが、いやいやそういうことはあるんだったら、厚文のほうで話があるはずで、私も厚文にいるのでそんな話全く聞いてないから、そういうことはないだろうというふうに言っておいたんですが、今、ぼんっとここへ出てきて、ああこういうことであつたのかと、私のほうからやはり鋭意アンテナをとぎすませて時々いかがでございましょうかということをお教えいただくようにいかないと、情報は入らないということをお肝に銘じて今後厚文の活動を行っていくと改めて今思ったところでございますが、1点だけお聞きいたしますが、先ほど来、体制が厚くなるという言い方をなさっておりますが、それは要するに病棟2人体制のところは

3交代で2人体制なら、単純計算すれば3人体制がとれるようになるという意味なんですね。それがいわゆる体制を厚くすることができるということの意味というふうにとらえておけばよろしいのですね。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 厚文への報告、あるいはお知らせという点につきましては、病院内でのその方向性の決定がおくれたということもありまして、議会報告への前段となります厚文委員会へのお知らせがなされなかったということは大変申しわけなく思うところでございます。今後、気をつけてできるだけ事前にこういった情報は申し上げるべきと考えますので、ご了承をいただきたいと思えます。

なお、また、交代制によって看護体制が厚くなるということですのは、現在2階病棟では看護師は1名でございます。そこに外来看護師が外来を含めた救急患者の対応として準夜勤まで、11時半まで勤務してございますが、これを2交代制にすることによりまして、人が1人の看護師が次の日まで外来を含めた病棟の応援も含めた中で、2階へ勤務することが可能となりますので、そういった意味で厚くなるという形になるということでございます。その分そちらからさらに救急搬送等々につきましては臨機応変に添乗できるということでございます。大変申しわけございません。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 一応、この2交代制をとって老婆心ながら危惧するのは、病院の財政的な問題や、あるいは全国的な状況による看護師不足というようなことがあるために、2交代をとったときには一時的に厚くなっても、その後看護師の数を減らして結局3交代時代と同じ体制になっていく。そして、いやいや、あのときだってできたじゃないかって、できないわけではないんだというような論理が一人歩きする。そういうふうになっては大変なわけですね。ですから、この2交代をとることによって、そのある一定時間を見るならば、看護体制が厚くなっていくという、このいわばメリットとして現在喧伝されているものは、きちんと堅持するということは間違いないわけですね。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 提案理由の中でもございました生活改善のリズム、あるいは人員の配置、それから入院患者への病状の継続した把握、それらができる限り引き続くように看護師の数等の問題もございしますが、また、そういった問題が出た場合にはそれなりの課題を取り上げ、対応すべき期間をつくりながら検討をしなければなりません。今現在ではこの体制で、先ほど申し上げました改善されるべき点が多々あるというところでは、進められるのではないかとというふうを考えてございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

- 谷口議員 今、説明を受けて聞いていて、この厚岸町立病院の看護師の定数なんですけれども、現在何名定数になっているのか、それをちょっと教えてください。

それから、各外来に現在何名ずつそれが配置されていて、そして、その上で病棟を担当している看護師が何名いるのか、そして、そのうちの日勤が何名、それから準夜が何名、深夜が何名というふうになりますよね。それはどういうふうに割り振られているのか教えていただきたいと。

それから、勤務時間なんですけれども、日勤は何時から何時まで、準夜は何時から何時まで、深夜は何時から何時までか、拘束時間と勤務時間について教えてください。大体そういうところ、1回お願いします。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前11時10分休憩

午後11時22分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
病院事務長。

- 病院事務長（土肥事務長） 時間をいただきまして申しわけございません。今の質問ですが、まず、定数でございますが、病院全体では77人で、そのうち看護師、准看護師につきましては44人でございます。それから、外来病棟別の勤務人数でございますが、休暇等々の状況によりまして若干変動しますが、日勤につきましては外来で平均11人、2階3人、3階で7人。それから準夜につきましては、外来で1人、2階につきましては1人、3階につきましては2人、深夜につきましては、今現行では外来につきましてはおりません。2階につきましては1人、3階につきましては2人でございます。（発言の声あり）

正看護師で22名、准看護師で18、合わせて40、それから正看護師で臨時で2人、准看護師の臨時で2人、合わせますと44ということでございます。

それから、勤務時間ということだと思っておりますが、現在の病棟の勤務時間でございますが、早出につきましては午前7時から午後3時45分まで、休憩につきましては11時から1時間。日勤につきましては午前8時30分から午後5時まで。休憩につきましては午後0時30分から1時間。準夜勤務につきましては午後4時15分から午後11時30分まで、休憩につきましては午後6時30分から1時間。深夜勤務につきましては午後10時30分から午前9時30分まで、休憩時間につきましては午前2時15分から1時間。このようになってございます。

- 議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 この程度のことというのは議会に来るとき、こういう議案を審議するのに用意されてないというのはちょっと私たち議員になにを審議すれということですか。ただ、5,300円が7,000円に変わりますということ、いいか悪いかということだけをその議論をすれということでは、余りにも乱暴ではないのかなというふうに思うんですね。

それで、先ほど、竹田議員等も質問しておりましたけれども、やっぱりこういう勤務時間等を改正していく場合、やっぱりそれなりの対応をされたことをきちんと我々にも報告されて、その上で人員だとかそういうものがきちんとなっていくんだということになっていけばいいんですけれども、定数ないのに人員も把握されていない、勤務時間もどうなっているのかということになると、全く皆さん不安になるんでないですか、そういう状況でいいのかと、厚岸の町立病院は。そして、安心して看護師に自分たちの命を預けていいのかということになってくると思うんですよ。

そこで、お伺いをいたしますけれども、結果的に以前も厚岸町立病院で交代勤務をやったということですよ。それで日勤以外は今度は夜勤ということになりますから、大体16時間勤務をお願いしなければならないということになっていくと思いますよね、普通考えると。そうすると、結果的には私昔、タクシーの乗務員やりましたから、私のいた会社は24時間拘束で16時間勤務ということで、1日行けば次の日休みというふうな形を繰り返してやっていたのですけれども、大体そういう感じに近いものになってくるのではないのかなと。そうすると結果的に3交代と2交代でどのくらい人員に余裕が出るのかということになってきて、その結果、先ほど説明されたような配置をしていきたいということになるのではないのかなというふうに思うのですけれども、そのあたりの体制がきちんとされていくのかどうなのかということなんですよ。それと結果的にその残念ながらこの間の道立の衛生学院の廃止はやめてほしいという陳情書は厚岸町議会は不採択にしたと釧路新聞に掲げておりましたけれども、そういう状況の中で、看護師は依然としてやっぱり足りない状況は続いていると思うのですよね。そういうことを改善の一つの策なのか、それとも今の勤務条件等からすると、こういうふうに改善したほうがその病棟を完全にきちんと入院されている患者さんたちの状況を把握することもできるし、それに対応をできるような状況になっていくということと、それと看護師さんの健康管理の上からもこういうほうが非常にいいんだということになっていくのかどうか、その辺についても教えていただきたいのと、例えば今度は、こういう長時間勤務になりますよね。それで、看護師さんはすべて町内に居住されている看護師さんだけで町立病院が構成されているのかどうなのか。例えば1時間以上も通勤に時間がかかっているような看護師さんがいないのか。そうすると例えば、16時間から引き継ぎ等を含めると少なくとも17時間から18時間近くに拘束はなってしまうんでないのかなと、そういう人が通勤をされるということになると、安全な問題から含めてどうなのかというあたりも、私は心配されるのですが、そういう心配は全くないのがどうなのか、その辺についてもお伺いをいたします。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） お答えしたいと思います。

病院勤務につきましては、町立厚岸病院に勤務する職員の勤務時間及び休暇に関する規定の中で、変則勤務体制というのほうたっごございます。この変則勤務体制につきましては、厚岸町の勤務時間、休暇等に関する条例の第4条の中で、変則勤務者につきましては、それぞれ町長の許可を得て規定の中で勤務体制をうたうというふうになってございます。今回具体的なお示しをしなかったということでございますが、できればこの規定の中の説明がなされればよかったかなと思っております。反省してございます。

長時間の勤務時間になるということで、今でも看護師不足の中、どういう体制がとられるのかと、不足についてそういう体制をとるのか、それとも勤務の勤務状況を改善するためにそういった体制をとるのかということですが、両方の面があると思います。看護師の採用というのは大変厳しい中で、どの病院の今臨時やパートも含めて採用しなければならない中、基準看護、診療報酬の中ではきちんとした区分けの中、その体制をとらなければならないということでは、それを定数を割るということにはなりません、その中でも今回、今現在でも3交代の中での勤務体制というのとはとれなくはございませんが、先ほど来ご説明申し上げていますが、緊急時の対応ですとか、緊急入院時の超過勤務対応ですとか、本来勤務時間にあるべき勤務時間を越えた勤務になるとか、それから、生活のリズムがとれないと体調を崩されるといった面を考慮して、今回こういった2交代制に再度戻す形にして、新たに検証をします。また、再度課題があれば、そこでまた見直しも含め何かしらの改善策を打つという考えのもとに、柔軟に対応していきたいという考えでございます。

今回の体制はその不足もありますし、主に看護師の勤務条件等の勤務状況の改善を図ろうとする中で、いわばこれは看護師の中からある程度生まれてきた要望であると、一部の要望でもあるというところでございます。

それから、長時勤務であって、それから町内以外の勤務者もいるであろうというお話です。浜中、茶内、それから釧路町、釧路市を含め何人かおられます。今回2交代にせず、今現行のままで3交代制を敷いたままであったとしても、例えば深夜勤務は11時半から朝まで勤務されるわけですが、実際にそれまで家庭で体を休めて1時間前に起きて勤務につくことができるかといえ、なかなかその体調をとるのが難しい中では、逆に24時間ほとんど勤務してなくても生活上起きていると、寝ている状況にないということで、かえってリズムが、勤務体制が余りにも細か過ぎてきちっとした体を休める時間の調整がうまくいかないという中では十分な、ちょっと勤務時間が長くはなりますが一月の中のサイクルをとりやすいという、そういうメリットがあると、これは看護師の中からの要望でもあります。

長時間にわたって危険ではないのかということも含めて、外部からこられる、町外から来られる勤務者につきましても、深夜における交通事情、積雪等もこれからはございますので、それからシカの衝突など、そういった外部の要因もございます。できるだけ通勤の回数を減らして、しかもそういった危険性を防ぐと、それから患者さんにとっては夜寝るときと、朝目覚めたときには同じ看護師であるということも大変これは重要であると。それから引き継ぎ等の時間をなるべく少なくして、その症状の把握を継続的に病状の把握、療養の継続を図れるという意味では、先ほど来から申し上げておりますが、メリットが大きいというところでございまして、通勤の部分ではかえって通勤回数も減

りますし、そういった意味では緩和が図られると、通勤のその大変さが少しは和らぐという面も含めて、今回2交代制を図ろうというものでございます。

具体的に申し上げますと、3交代制では日勤が平均で一月13回、それから準夜4回、深夜は4回と、それから早出が2回、そのほかに土曜日、日曜日の分に当たります休日が8回という形で31日と、これが2交代制になりますと、日勤が10回、それから夜勤につきましては時間が延びますけれども4回、それから半日勤務が2回、遅出が2回、早出が2回、それから休日となるのが11回、合わせて31回ということで、今まで準夜が11時半までありました。それに引き続き深夜が朝までありました。これが4回4回行われていました。それを1回にすることによって月の中では時間が長くはなりますが、4回で終わると。そうしますと、体を休める時間が、日にちが多くなるということも含めて、生活のリズムがとりやすいと、そういったメリットが大きいという結論になったということで、今回勤務の交代制を変更しようと、そういう内容でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 大体内容わかりました。

それで、あと最後にお伺いしたいんですけども、この厚岸町立病院の看護師さんのグループですよ。それで、この外来、あるいは病棟の日勤、今度は夜勤というのですか、そういうふうに3交代に変わりますよね。そうすると、今までも大変苦労されるのは準夜、深夜の夜勤の看護師さんをどう確保していくのかということが、ある意味大変なことではないのかなというふうに思うんですよね。例えば家庭を持っているとか、子供がいるだとか、いろいろ事情があって、どうしても日勤以外はだめというような人もいないのではないのかなというふうに私は思うんですけども、これをやることによってその辺の改善はどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 病院事務長、本会議を休憩しますか。はっきり言ってください。休憩するんなら休憩すると言ってくれないと。

本会議を休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後11時43分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 時間をとらせまして申しわけありません。この3交代制によってその看護師が確保できるのかというような内容だったと思いますが、ちょっとこれは実施してみなければわからないところがございますが、夜勤につきましては回数が減るということは間違いありません。準夜、深夜含めて半分になりますので、現在今ま

で勤務された看護師さんの中でも夜勤が大変で、正規職員を離職されて臨時になってもいいという方も何人かおられました。そうしますと、なかなかローテーションを組む正規職員の確保というのはどんどんどんどん減るばかりで、なかなか確保できないわけですが、先ほど申しあげているとおり、体はその一時的には大変ではございますけれども、一定時間を休めるということではそういった思いを防げるのかなと思います。それと日勤者への臨時職員の雇用というのはこの交代制にかかわらず、もうどんどん行っております。パートでも半日勤務でも、これは私ども受け入れている体制ですので、夜勤が減るということを考えますと、確保しやすい状況にはなるかなと、単純にですね、そういう考え方が成り立つかなという思いでございます。

(「いいです」の声あり)

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

(なし)

●議長（南谷議員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第12、議案第71号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算、議案第72号 平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第73号 平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第74号 平成21年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第75号 平成21年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第76号 平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第77号 平成21年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第78号 平成21年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上、8件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第71号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算から議案第76号 平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算の提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第71号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算（5回目）の提案理由を説

明させていただきます。

議案書の1ページ目でございます。

平成21年度厚岸町一般会計補正予算（5回目）。

平成21年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24億8,617万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億4,003万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページ。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入では12款18項、3ページから4ページ、歳出では18款28項にわたって、それぞれ24億8,617万8,000円の増額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

10ページをお開き願います。

歳入でございます。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金、1節自衛隊基地交付金116万5,000円の減。公布決定によるものであります。

11款1項1目1節地方交付税、普通交付税1億1,148万2,000円の増であります。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金5,000円の増。各保育所入所児童数の増などによる増額であります。

14款使用量及び手数料、1項使用料、2目民政使用料、2節児童福祉使用料22万3,000円の増。床潭及び太田へき地保育所使用料の児童数の増減による計上であります。5目1節商工使用料4万6,000円の増。6目土木使用料、1節道路橋梁使用料101万7,000円の減。道路占用料の単価改定によるものであります。3節住宅使用料159万1,000円の減、主に減免及び待機者の増による減額であります。7目教育使用料、4節保健体育使用料7万5,000円の減。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉負担金1,872万7,000円の増。障害者自立支援給付費増に伴う国庫負担金の増額であります。2節児童福祉費負担金232万6,000円の減。児童手当負担金であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金20億8,143万6,000円の増。内訳はそれぞれ説明欄記載のとおりですが、地域活性化経済危機対策臨時交付金300万円の増については防災行政無線設備整備事業に対する交付金の充当で、これにより当町に配分された交付金総額2億7,396万円の全額を、予算計上させたものとなっております。地域活力基盤創造交付金8,043万6,000円については、昨年度までの臨時地方道整備交付金が廃止され、本年度より新たな交付金制度として創設されたものですが、対象事業にあっては道路に付随するハード及びソフト事業が対象となっております。本年度交付決定の内訳といたしましては、床潭末広間道路整備分3,770万円、消防ポンプ自動車整備分3,678万6,000円、公共施設ほか除雪対策分595万円となっております。地域情報通信基盤整備推進交付金7億4,000万円及び地域活性化公共投資臨時交付金12億5,800万円に

については、地域情報通信基盤整備事業の実施にかかる交付金の計上でありまして、事業の詳細について歳出においてご説明いたします。

2項民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金1,200万円の増。地域介護福祉空間整備等交付金を活用し事業実施するものであり、内容につきましては現在旧奔渡保育所を改修し、新たな社会福祉施設として事業を進めておりますが、その施設の備品等整備における交付金として300万円、民間施設における既存の小規模福祉施設の防火設備整備に対する交付金として900万円となっております。なお、この900万円につきましては、歳出3款民生費、4目老人福祉一般において同額を補助金として計上しております。2節児童福祉補助金1,052万3,000円の減。子育て応援特別手当支給に関する補助金ですが、国における制度中止を受けまして、一部執行済みの事務費1万9,000円を除き減額するものであります。3節防衛施設周辺整備事業補助金1,149万9,000円の増、特定防衛施設施設周辺整備調整交付金の2次交付分の決定に伴い、特別養護老人ホーム心和園施設整備事業267万9,000円、特別養護老人ホーム車両整備事業441万円、デイサービスセンター車両整備事業441万円として充当するために計上するものであります。なお、同交付金は総額1億7,834万5,000円となるものであります。6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金2,900万円の減、交付金の一括申請に伴い、総務管理費補助金の地域活力基盤創造交付金へ計上科目の振り替えによる減額であります。5節住宅費補助金9万円の減。

12ページ。

6節防衛施設周辺整備事業補助金1,704万6,000円の減。住の江町通り整備事業及び汐見川改修事業の減に伴う減額であります。7目消防費国庫補助金、1節防衛施設周辺整備事業補助金708万円の増。自動体外除細動器整備事業及び消防除雪車両整備事業に充当するために計上するものです。なお、特定防衛施設周辺整備事業調整交付金の充当につきましては、歳出においてご説明いたします。8目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金8万5,000円の減。3節中学校費補助金14万8,000円の減。4節幼稚園費補助金18万1,000円増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

3項委託金、1目総務費委託金、2節戸籍住民登録費委託金4万3,000円の増。4目土木費委託金、1節河川費委託金3,527万1,000円の増、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業にかかる委託金であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉負担金936万3,000円の増。障害者自立支援給付費増に伴う道負担金の増額であります。2節児童福祉費負担金99万6,000円の減。児童手当負担金であります。

2項道補助金、1目総務費道補助金、2節総務管理費交付金45万2,000円。緊急雇用創出事業交付金の増額であります。2目民生費道補助金、2節児童福祉費補助金6万2,000円の減。3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金448万4,000円の増。主に新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金でありまして、これにつきましては、新型インフルエンザワクチンを接種する際の予防接種料について、町民税非課税世帯に対して全額を助成する財源として交付されるものであります。4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金2,000円の増、2節農業費交付金19万7,000円の減。それぞれ交付決定による増減であります。5節水産業費補助金20万円の増。環境生態系保全活動支援事業にかかる事務費補助決定による計上であります。9目消防費道補助金、1節消防費補助金740

万3,000円の増。行政防災無線設備整備事業として実施する全国瞬時通報システム導入にかかる道補助金の計上であります。

3 項委託金、1 目総務費委託金、2 節徴税費委託金192万9,000円の増。道民税徴収委託金の増額であります。4 節選挙費委託金148万8,000円の減。衆議院議員選挙費確定による減額であります。

17款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入23万1,000円の減。キノコ生産者住宅入居者退去1名による減額であります。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、2 節その他不動産等売払収入72万5,000円の減、石材売払代の減であります。2 目10節生産物売払収入267万2,000円の増。カキ種苗売払代。春種苗生産中止による減額、餌料藻類売払代、販売量増による増額であります。

14ページ、18款1 項寄附金、1 目1 節一般寄附金3 万円の増、さいたま市東海林孝文様の寄附であります。

19款繰入金、1 項基金繰入金、6 目1 節環境保全基金繰入金90万円の増。水源涵養林取得事業に対する財源としての計上であります。

20款、1 項1 目繰越金、1 節前年度繰越金4,944万円の増。これにより、平成20年度より繰り越した繰越金6,958万4,000円の全額計上となります。

21款諸収入、2 項預金利子、1 目町預金利子、1 節預金利子30万3,000円の増。

6 項3 目3 節雑入737万2,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。主に雑品売払代628万2,000円の増であります。

22款1 項町債、1 目総務債、1 節総務管理債2 億2,200万円の増。地域情報通信基盤整備事業実施に伴う過疎対策事業債の計上であります。6 目土木債、2 節道路橋梁債930万円の減。地域活力基盤創造交付金3,770万円の交付に伴う床潭末広間道路整備事業債の減及び3 事業の事業確定に伴う減であります。7 目1 節消防債2,460万円の減。地域活力基盤創造交付金3,678万6,000円の交付に伴う消防自動車整備事業債の減額であります。

16ページ、全国瞬時通報システム導入に伴う防災行政無線設備整備事業債の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

再開は、午後1 時といたします。

午後0 時00分休憩

午後1 時00分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

引き続き平成21年度厚岸町一般会計補正予算歳出の説明を行います。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 一般会計補正予算、18ページをお開きください。歳出でござ

います。

1 款 1 項 1 目議会費14万円の減。主に議会運営費用弁償の減であります。

20ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4 万8,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。2 目簡易郵便局費1,000円の減。4 目情報化推進費22億2,188万7,000円の計上。22ページまでとなりますが、主に総合行政情報システム177万5,000円の増。地域情報通信基盤整備事業22億2,000万円の増。事業内容といたしましては、町内全域で光通信サービスが可能となる光ファイバー網の整備、町民への新たな情報伝達手段となる双方向告知端末の導入、地上デジタル放送の難視聴地区解消のための設備整備であります。財源につきましては、国からの交付金として総額19億9,800万円。町債 2 億2,200万円、一般財源なしとなっております、後でご説明いたしますが、22年度へ繰り越して事業実施しようとするものであります。

24ページ、5 目交通安全防犯費1,000円の減。6 目行政管理費 3 万3,000円の減。7 目文書広報費46万3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。10目企画費70万4,000円の減。主に姉妹都市であるフランス市との交流事業中止による減額であります。

26ページ、11目財産管理費 1 万3,000円の減。12目車両管理費159万2,000円の減。主に公用車整備事業車両購入の入札執行減によるものであります。

2 項徴税費、1 目賦課納税費61万7,000円の増。

28ページ、主に非常勤職員賃金ほかの増額であります。

3 項 1 目戸籍住民登録費931万4,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。戸籍事務電算システムにつきましては、30ページをお開きください。このシステム導入に当たり、管内6 町村で構成する戸籍電子化連絡会議において、協議検討してまいりましたが、町村単独での導入より共同調達による整備が望ましいとの判断に至り、導入に関しましては、町村ごとの契約になりますが、この共同調達により事業費の圧縮が図られ、923万7,000円の減額となったものでございます。

4 項選挙費、5 目衆議院議員選挙費149万円の減。選挙執行経費の精算に伴う減であります。

32ページ、6 項 1 目監査委員費2,000円の減。係数整理であります。

34ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費37万7,000円の増。主な内容は社会福祉一般、地域福祉計画策定業務の計画策定の見直し作業を1 年先送りにしたことによる業務委託料269万4,000円の減。社会福祉施設整備事業旧奔渡保育所改修整備事業であります。暖房設備、配管補修工事及び施設用備品購入等にかかる事業費388万7,000円の増額計上であります。2 目心身障害者福祉費3,767万2,000円の増。それぞれ障害者自立支援に対する扶助費につきましては、各種サービス利用者数の増、利用日数の増に伴う増額計上であります。4 目老人福祉費1,973万円の増。主に老人福祉一般900万円の増。小規模福祉施設防火設備整備費に対する補助金の計上であります。なお、この補助金に対する財源につきましては、全額国庫補助金であります。

38ページ、介護サービス事業特別会計への繰出金143万4,000円の増であります。特別養護老人ホーム心和園車両整備事業493万3,000円の増。

40ページ、デイサービスセンター車両整備事業486万円の増。この2 事業につきましては、それぞれ施設利用者送迎用車両各 1 台の購入でありまして、財源につきましては、

特定防衛施設周辺整備事業調整交付金882万円を充当し、計上するものであります。7目自治振興費400万5,000円の減。創立40周年記念式典を行う自治会連合会への補助金10万円の増。地方バス路線維持対策補助金410万5,000円の減でありまして、霧多布線及び国泰寺床潭線の減額であります。8目社会福祉施設費13万2,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり係数整理であります。

42ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、財源内訳補正であります。2目児童措置費1,483万3,000円の減。児童手当431万円の減、対象児童数の減による減額であります。子育て応援特別手当1,052万3,000円の減。国における制度中止となったことによる関係経費の減額であります。

44ページ、4目児童福祉施設費136万8,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり係数整理であります。

46ページ、厚岸保育所118万円の増につきましては、主に受け入れ児童数の増に伴う臨時保育士賃金等の増及び施設修繕費の増であります。5目児童館運営費26万8,000円の増。48ページまでまたがりませんが、主に子夢希児童館非常勤職員賃金の増であります。

50ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費1万7,000円の増。2目健康づくり費974万1,000円の増。主に新型インフルエンザワクチン予防接種料に対する助成金の計上であります。助成内容は、国、道の補助制度分、町民税非課税世帯への予防接種料は全額助成、町の独自助成分として1歳から中学生までの予防接種料は2分の1相当額を助成する内容であります。

52ページ、4目水道費16万2,000円の減。簡易水道事業特別会計への繰出金の減であります。5目病院費1億1,794万5,000円の増。病院事業会計への負担金の増であります。

2項環境政策費、1目環境対策費440万円の増。資源ごみ売払い代の増に伴う環境保全基金積立金の増であります。3目廃棄物対策費26万2,000円の増。4目ごみ処理費財源内訳補正であります。5目し尿処理費196万9,000円の増。し尿処理場管理消耗品費及び施設修繕料の増であります。

54ページ、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費6万9,000円の増。2目農業振興費1万4,000円の増。平成20年度実施しました道営大別地区草地整備事業の事業費精算生産に伴う受益者負担金の返還金であります。3目畜産業費37万9,000円の減。牛舎環境衛生改善消毒事業の減であります。

2項林業費、1目林業総務費45万円の増。エゾシカ駆除頭数の増に伴う野生鳥獣被害対策協議会負担金の増額であります。

56ページ、2目林業振興費100万円の増。水源かん養林用地取得等購入費の計上であります。5目特用林産振興費16万7,000円の減。共済費の減であります。

3項水産業費、1目水産業総務費4万8,000円の増。普通旅費の増であります。2目水産振興費20万1,000円の増。環境・生態系保全活動支援事業にかかる事務費の計上であります。3目漁港管理費122万9,000円の増。奔渡川河口部における泊地航路浚渫工事費の計上であります。5目養殖事業費108万6,000円の減。58ページになりますが、それぞれ説明欄記載のとおりであります。主にカキ種苗センター春種苗生産中止に伴う臨時職員共済費25万円、賃金146万9,000円の減額であります。6目水産施設費2万円の増。

60ページ、6款、1項商工費、1目商工総務費78万4,000円の増。臨時職員の共済費、

賃金の増であります。3目食文化振興費10万8,000円の増。4目観光振興費2万円の減。5目観光施設費4万2,000円の減。62ページまでまたがりませんが、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

64ページ、7款土木費、1項土木管理費、3目土木用地費39万9,000円の減。4目地籍調査費4万2,000円の減。それぞれ事業費確定による減額であります。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費1,191万4,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。道路橋梁管理費については主に修繕料97万1,000円の増。松葉町裏通りほか整備事業並びに、66ページ、白浜中央通り整備事業については、事業費確定による減額。港町東5の通りほか整備事業1,170万円の増については、過日台風通過の際冠水状態となった道路部をかさ上げ補修する内容であります。なお、本事業の財源につきましては、経済危機対策臨時交付金961万3,000円を充当するものであります。2目道路新設改良費2,007万9,000円の減。住の江町通り整備事業1,862万4,000円の減につきましては、工事費確定及び支障物件移転の本年度見送りに伴う減額であります。このほかの事業は事業費確定による係数整理であります。

68ページ、3目除雪対策費2,168万8,000円の増。除雪委託料おおむね2回分の計上であり、総額は4,185万7,000円であります。

3項河川費、1目河川総務費3,345万7,000円の増。70ページまでまたがりませんが、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業3,527万1,000円の増につきましては、河川のダム堆砂状況やイトウ生態産卵床調査など、国の委託事業として平成22年度へ繰り越し執行する予定での計上であります。汐見川改修事業及び事業費支弁人件費につきましては、事業費確定による係数整理であります。

4項都市計画費、3目下水道費26万5,000円の減。下水道事業特別会計繰出金の減であります。

72ページ、6項住宅費、2目住宅管理費54万6,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり事業費確定による係数整理及び財源内訳補正であります。

74ページ、8款1項消防費、1目常備消防費682万4,000円の増。釧路東部消防組合負担金96万3,000円の減。消防除雪車両整備事業331万4,000円の増につきましては、厚岸消防署車庫前ほか除雪用作業車の購入費であります。救命救急用備品整備事業447万3,000円の増につきましては、これまで年次的に整備してきました自動体外式除細動器、いわゆるAEDを新たに11施設に設置するための購入費であります。この二つの事業は特定防衛施設周辺整備事業調整交付金708万円を充当し、計上するものであります。2目災害対策費2,338万8,000円の増。76ページまでまたがり、それぞれ説明欄記載のとおりであります。主に防災行政無線設備整備事業2,388万8,000円の増。全国瞬時通報システム導入にかかる事業費の計上であります。

78ページ、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費8,000円の増。3目教育振興費3万8,000円の減。係数整理であります。4目教員住宅費11万5,000円の減。事業費確定による減額であります。6目スクールバス管理費64万1,000円の増。主にスクールバス運行委託319万円の減につきましては、筑紫恋線と床潭線を統合するなどによる運行委託料81万2,000円の減。運行バスのリース調達を取りやめるなどして、車借上料を237万8,000円減額し、80ページのスクールバス整備事業で中古バスを購入して経費削減を図る

内容であります。

78ページと80ページにまたがり、スクールバス運行271万8,000円の増につきましては、主にスクールバス車両整備にかかる修繕料の増であります。

2項小学校費、1目学校運営費8万6,000円の増。84ページ目までとなりますが、それぞれ説明欄記載のとおり係数整理であります。2目学校管理費92万7,000円の増。学校管理費100万6,000円の増については、主に厚岸小学校図工室改修にかかる修繕料の増。86ページ、学校備品教材等整備については、教材等消耗品及び学校備品の事業費精査による振り替え計上のほか20万7,000円の総額補正となっております。3目教育振興費14万9,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり係数整理であります。

88ページ、3項中学校費、1目学校運営費58万8,000円の増。主に厚岸中学校高熱水費の増であります。

90ページ、2目学校管理費257万2,000円の増。主に厚岸中学校公務補欠員による臨時職員賃金ほかの計上であります。

92ページ、3目教育振興費4万3,000円の増。96ページまでになりますが、それぞれ説明欄記載のとおり係数整理であります。

4項1目幼稚園費76万1,000円の増。私立幼稚園就園奨励費対象世帯増による増額であります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費28万6,000円の減。98ページまでになりますが、それぞれ説明欄記載のとおり計数整理であります。2目生涯学習推進費2万4,000円の増。主に生涯学習施設管理委託料の増であります。

100ページ、3目公民館運営費3万4,000円の減。4目文化財保護費3万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり係数整理であります。5目博物館運営費8万9,000円の増。太田屯田開拓記念館の修繕料であります。6目情報館運営費7万3,000円の増。主に非常勤職員賃金37万3,000円の増。施設及び備品等修繕料63万6,000円の増及び102ページ、図書館管理システム保守点検委託料59万1,000円の減などです。情報館下水道排水設備整備事業及び視聴覚機器整備事業については、事業完了による減額補正であります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費5万6,000円の増。主に各小中学校における新型インフルエンザ予防対策としての消毒液等購入費20万5,000円の増。

104ページ、児童生徒の健康診断委託料11万3,000円の減であります。2目社会体育費6万9,000円の減。

106ページ、3目温水プール運営費1万円の減。それぞれ説明欄記載のとおり係数整理であります。

108ページ、4目学校給食費71万8,000円の増。主に学校給食用消耗品68万6,000円の増及び施設修繕料25万円の増であります。

110ページ、11款、1項公債費、1目元金2万1,000円の減。2目利子133万3,000円の減。それぞれ平成20年度長期債借り入れ実行に伴う償還金確定による減額補正であります。

112ページ、12款1項1目給与費1,982万9,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりですが、主に共済組合納付金掛け率の改定による共済費の増となっております。なお、これら給与費明細につきましては、114ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

以上で、歳出の説明を終了させていただきます。

1 ページへお戻り願います。

第2条繰越明許費の補正であります。

繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

5 ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正追加であります。2款総務費、1項総務管理費、事業名、地域情報通信基盤整備事業。金額22億2,000万円。

7款土木費、3項河川費、事業名、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業。金額3,539万円。

8款、1項消防費、事業名、防災行政無線設備整備事業。金額2,388万8,000円。

次に、変更でございます。

さきの9月定例町議会でご承認いただきました2款総務費、3項戸籍住民登録費。事業名、戸籍事務電算システムについて。補正前金額7,600万円を、補正後金額6,676万3,000円と減額するものであります。

再び1 ページへお戻りください。

第3条地方債の補正であります。

地方債の追加、変更は、「第3表 地方債補正」による。

6 ページをお開きください。

第3表、地方債補正追加であります。起債の目的、防災対策事業、限度額1,340万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率5%以内。償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次に変更でございます。

辺地対策事業870万円の減。過疎対策事業1億8,400万円の増。地方道路等整備事業60万円の減。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

7 ページをごらんください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄であります。平成20年度末現在高112億2,732万7,000円。平成21年度中起債見込額13億3,649万4,000円。補正後の平成21年度末現在高見込額は115億9,709万5,000円となるものであります。

以上で議案第71号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第72号の説明とさせていただきます。

ただいま上程いただきました議案第71号 平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）。

平成21年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,443万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では1款1項、歳出では1款4項にわたって、それぞれ62万1,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

10款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金62万1,000円の減。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費40万5,000円の減。職員人件費11万1,000円の減。国民健康保険一般29万4,000円の減。レセプト保険者点検業務委託料20万9,000円の減ほかであります。

なお、職員人件費の内訳については、10ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

2項徴税費、1目賦課徴収費3,000円の減。

8 ページ、3項、1目運営協議会費4万5,000円の減。

5項1目特別対策事業費15万9,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり係数整理による減であります。

以上をもちまして、議案第72号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第73号の説明でございます。

ただいま上程いただきました議案第73号 平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（2回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（2回目）。

平成21年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,792万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では1款1項、歳出では2款2項にわたり、それぞれ16万2,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金16万2,000円の減でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費13万2,000円の増。職員人件費、共済組合納付金であります。

なお、職員人件費の内訳については、12ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思ひます。

8 ページ、2 款水道費、1 項 1 目水道事業費29万4,000円減。それぞれ説明欄記載のとおりですが、事業費確定等による係数整理であります。

以上をもちまして、議案第73号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第74号の説明でございます。

ただいま上程いただきました議案第74号 平成21年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1 回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成21年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1 回目）。

平成21年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億103万2,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願ひます。

第 1 表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では2 款 2 項、歳出では2 款 3 項にわたり、それぞれ83万3,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願ひます。

歳入でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金26万5,000円の減。

6 款諸収入、2 項 1 目 1 節雑入56万8,000円の減。消費税及び地方消費税還付金であります。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページお開き願ひます。

歳出でございます。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費39万6,000円の増。職員人件費であります。

なお、職員人件費の内訳については、10ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思ひます。

2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費26万7,000円増。公共下水道事業補助は事業内予算の組み替え、事業費支弁人件費については、共済組合納付金26万7,000円の増であります。

8 ページ、3 款 1 項公債費、2 目利子149万6,000円の減。平成20年度長期債借入実行に伴う償還利子確定による減額であります。

以上をもちまして、議案第74号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第75号の説明でございます。

ただいま上程いただきました議案第75号 平成21年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（2回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成21年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（2回目）。

平成21年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,497万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では3款3項、歳出では3款6項にわたり、それぞれ7万9,000円の減額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目1節介護給付費負担金50万円の減。

5款道支出金、1項道負担金、1目1節介護給付費負担金50万円の増。

7款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金7万9,000円の減。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費44万9,000円の増。主に職員人件費45万5,000円の増。

2項徴収費、1目賦課徴収費3,000円の減。

3項1目介護認定審査会費34万4,000円の減。

8ページ、審査会共同設置事務処理システム修正委託料及び借上料の減であります。

10ページ、2款保険給付費、1項介護サービス等職員費、1目居宅介護サービス給付費1,726万2,000円の減。2目施設介護サービス給付費1,000万円の増。5目居宅介護サービス計画費160万円の増。

2項1目高額介護サービス費566万2,000円の増。

12ページ、4款地域支援事業費、2項包括的支援事業、任意事業費、1目包括的支援事業等事業費24万1,000円の減。職員人件費44万8,000円の減。包括的支援施策20万7,000円の増。主に職員旅費であります。

なお、職員人件費の内訳については、14ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

2目任意事業費6万円の増。退職サービス事業負担金であります。

以上をもちまして、議案第75号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第76号でございます。

ただいま上程いただきました議案第76号 平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（2回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（2回目）。

平成21年度厚岸町の介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,862万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では3款3項、歳出では1款2項にわたって、それぞれ163万4,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

7款1項寄付金、1目サービス事業費寄附金、2節施設サービス事業費寄附金11万1,000円の増。

8款繰入金、1項1目1節一般会計入金143万4,000円の増。

9款諸収入、1項1目2節雑入8万9,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページお開き願います。

歳出でございます。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、2目通所介護サービス事業費94万2,000円の増。通所介護サービス80万円の増。主に消耗品費及び修繕料であります。配食サービス6万円の増。3目訪問入浴介護サービス事業費8万円の増。職員人件費であります。

8ページ、4目短期入所生活介護サービス事業費141万2,000円の増。職員人件費17万3,000円の増。短期入所生活介護サービス臨時職員賃金75万9,000円、高熱水費48万円の増であります。7目包括的支援事業費11万4,000円の増。職員人件費であります。

2項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費91万4,000円の減。職員人件費89万6,000円の減。

なお、職員人件費の内訳については、12ページ以降の給与費明細書を参照いただきたいと思います。

10ページ、施設介護サービス1万8,000円の減。主に高熱水費86万4,000円の増。給食業務委託料119万円の減であります。

以上をもちまして、議案第71号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算から議案第76号 平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 続きまして、議案第77号平成21年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）について、その提案理由についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第1条総則平成21年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条業務の予定量の補正でございます。

主な建設改良事業につきましては、配水管布設替等事業を311万5,000円減額し、4,737万5,000円、機器等更新事業を51万9,000円減額し、618万1,000円メーター設備事業を110万3,000円減額し、3,457万4,000円とするものでございます。

3条収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1款水道事業収益、1項営業収益を354万2,000円増額し、2億3,040万5,000円とし、2項営業外収益を16万6,000円増額し、181万2,000円とするものでございます。

支出につきましては、1款水道事業費用、1項営業費用を487万6,000円増額し、2億1,295万7,000円とし、2項営業外費用を25万円減額し、3,333万1,000円とするものでございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書により説明申し上げます。

9 ページをお開き願います。

初めに、収益的収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は359万2,000円の増でございます。主に一般用と工業用の水道使用料の増による増額であります。2目受託工事収益は5万円の減。給水工事の設計審査及び工事検査手数料の減額でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金は16万円の増。預貯金利息の増額でございます。4目雑収益は6,000円の増。これは平成20年度分の消費税及び地方消費税の還付にかかる加算金の増でございます。

次に、収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費は、14万円の減額でございます。これは水質検査など事業費確定による委託料14万円の減でございます。

2目配水及び給水費は、14万4,000円7,000円の減。これは配水管漏水調査委託料の確定による減額でございます。

4目総係費は、54万7,000円の増であります。法定福利費46万9,000円の増。備消耗品費7万円の増などが主なものでございます。

10ページをお開き願います。

5目減価償却費は、22万3,000円の増。主に工具器具及び備品の増でございます。6目資産減耗費は439万3,000円の増。主に布設替えによる配水管の除却によるものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、61万3,000円の減でございます。地方公共団体金融機構及び市中銀行の利息確定による減でございます。

3目消費税及び地方消費税は36万3,000円の増でございます。

1 ページへお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出の補正でございます。

2ページをお開き願います。

収入では、1款資本的収入、1項企業債を330万円減額し、8,970万円とし、5項工事負担金は34万1,000円減額し、424万1,000円、6項補償金は31万3,000円減額し、168万7,000円とするものでございます。

支出では、1款資本的支出、1項建設改良費は473万7,000円減額し、8,848万6,000円とし、2項企業債償還金は6万円減額し、1億1,107万円とするものでございます。

資本的収入及び支出の内容につきましては、再び補正予算説明書により説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

資本的収入は、ページ中ほどからでございます。

1款資本的収入、1項1目企業債は330万円の減でございます。説明欄記載のとおり、それぞれの事業費確定による減額などがございます。

5項1目工事負担金は、34万1,000円の減、これはメーター器取り替え個数の減によるメーター負担金の減額でございます。

11ページに参ります。

6項1目補償金は、31万3,000円の減。これは住の江町通り道路改良工事の減による配水管布設替工事補償金の減額でございます。

次に、資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項1目建設改良費は、328万4,000円の減であります。説明欄記載のとおり事業費確定による減額が主なものでございます。

2目総係費は35万円の減。送水管布設替え工事立会委託料の減額でございます。

3目メーター設備費は、110万3,000円の減。メーター器取り替え個数減による減額でございます。

2項1目企業債償還金は6万円の減。これは20年度に行いました高金利企業債の繰上償還資金として市中銀行から調達した借入金の償還金の減額でございます。

ここでまた、1ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億392万8,000円について、過年度分損益勘定留保資金9,971万6,000円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額421万2,000円で補てんするものでございます。

2ページをお開き願います。

第5条企業債の補正でございます。

配水管布設替等事業費として330万円を減額し、4,920万円とする内容であります。起債の方法、利率、償還についての変更はございません。

第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正でございます。職員給与費について、46万9,000円を増額し、3,534万9,000円とするものでございます。

3ページと4ページは補正予算実施計画、5ページは補正資金計画、6ページから8ページまで水道事業職員補正給与費明細書でございます。12ページと13ページは補正予定貸借対照表でございますが、説明は省略させていただきます。

以上、大変簡単雑駁な説明でございましたが、以上が、平成21年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、議案第78号平成21年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）の提案理由についてご説明申し上げます。

1 ページをごらん願います。

第1条平成21年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条では業務の予定量の補正でございます。(1) 年間患者数であります。年間延べ患者数、入院患者では6,200人の減で、2万1,170人。外来患者は4,106人の減で、6万2,444人。合計8万1,194人の計上でございます。1日平均患者数につきましては、入院患者では58人を、外来患者では246人を見込んでおります。当初予算におけます年間患者数の計上では、総事業費用にあわせた見込み数となっており、12月までの国からの交付税措置の状況を勘案して、病院事業一般会計補助金の増額にあわせた患者数として現在の調整数値で計上してございます。

次に、(2) 主な建設改良事業では、今回、特定防衛施設周辺整備補助金の病院への配分予算が増額され、来年度で予定しておりました医療機器の購入の一部を前倒しして、補正予算で購入可能となりましたので、配分額にあわせた機器5点、合計6点の購入にかかわる287万円を増額し、合計7,112万円とするものでございます。

続きまして、2ページ、第3条収益的収入及び支出並びに第4条資本的収入及び支出の補正でございます。内容につきましては、10ページ補正予算説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入であります。1款病院事業収益2,004万9,000の減。1項医業収益1億3,959万円の減。1目入院収益では1億2,130万円の減。2目外来収益では1,829万円の減。総費用にあわせた患者収益の減額計上であり、今年度の患者数の減少に伴う計上となっているものでございます。

1項医業外収益では、1億1,912万1,000の増であります。これは4目会計補助金における12月での病院事業に対する一般会計への繰入額の計上でございます。内容につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、収益的支出でございます。1款病院事業費用2,183万2,000の減。1項医業費用、同額2,183万2,000円の減。1目給与費では1,556万3,000円の増。2節職員手当等で1,459万2,000円の減。主に4月から内科医師1名が常勤正職員になったものから、本年度から非常勤医師の採用となったこと及び看護師が1名退職となったこと、これらが1節給料、2節職員手当等の減額の大きな要因となっております。3節法定福利費では967万8,000円の増。共済費の負担金率が引き上げられたことが増減補正の内容でございます。4節賃金では、3,058万6,000円の増。その増額につきましては、1節給料で、減額となりました医師分を賃金に振り替えたこと及び内科当直応援医師の増加による賃金の増が主な内容でございます。

11ページをお開きください。

2目材料費では、3,260万2,000円の減。入院外来の各収入減による材料費の減額であ

ります。3目経費では479万3,000円の減。3節消耗品費では21万2,000円の減。施設管理用の消耗品費の増でございます。4節消耗備品費では79万5,000円の増、事務機器の故障などによる更新による増でございます。6節燃料費では517万2,000円の減、A重油ほか価格の引き下げによる内容によるものでございます。17節負担金では50万円の減。18節諸会費では12万8,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

以上が収益的収入及び支出の内容説明でございます。

続きまして、資本的収入です。1款資本的収入、1項補助金287万円の増。これは1目他会計補助金117万6,000円の減。2目国庫補助金404万6,000円の増でございます。内容は特定防衛施設周辺整備事業による医療機器購入費補助の減額と同事業の国庫補助金の増額補正でございます。

次に、資本的支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費287万円の増であります。機器、備品購入費の部分精算と増額補正の計上でございます。内容は説明欄記載の医療機器を整備する内容でございます。減少額が精算残額、増加額が新たに整備を予定する内容でございます。

以上で、資本的収入及び支出の説明を終わらせていただきます。

議案書の3ページにお戻りください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。職員給与費で1,556万3,000円を増額し、総額7億8,198万5,000円とする内容のものでございます。

次に、第6条は他会計からの補助金の補正でございます。一般会計からの病院経営における補助金の繰り入れによるもので、当初予算で計上された9項目から今回11項目、総額1億1,794万5,000円を補正するものでございます。総額5億188万3,000円とする内容でございます。

4ページは補正予算実施計画、5ページは補正資金計画、6ページから9ページまでは補正給与費明細書、12ページ、13ページは予定貸借対照表でございます。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第78号 平成21年度厚岸町病院事業会計補正予算（第1回目）の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 本8件の審査方法についてお諮りいたします。

本8件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本8件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定

しました。

本会議を休憩いたします。

午後 1 時52分休憩

午後 4 時51分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います、

本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本会議を休憩いたします。

午後 4 時52分休憩

午後 6 時19分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

ここで、皆様にお諮りいたします。

会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。

本日の会議署名議員として指名しておりました 6 番佐齋議員が所用のため、途中退席しておりますので、新たに 7 番安達議員を本日の会議録署名議員として追加指名いたします。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩します。

午後 6 時20分休憩

午後 6 時22分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

皆様にお諮りいたします。

会議録署名議員の署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。

本日の会議録署名議員として指名しておりました5番中川議員が所用のため、途中退席しておりますので、新たに8番中屋議員を本日の会議録署名議員として追加指名いたします。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩します。

午後6時24分休憩

午後6時24分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第12、議案第71号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算、議案第72号 平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第73号 平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第74号 平成21年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第75号 平成21年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第76号 平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第77号 平成21年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第78号 平成21年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上、8件を再び一括議題といたします。

本8件の審査については、平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

13番、室崎委員長。

- 室崎委員長 平成21年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第71号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算外8件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（南谷議員） 初めに、議案第71号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員） 次に、議案第72号 平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第73号 平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第74号 平成21年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第75号 平成21年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

か。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
議案第76号 平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。
委員長の報告は、原案可決であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第77号 平成21年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。
委員長の報告は、原案可決であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第78号 平成21年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。
委員長の報告は、原案可決であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（南谷議員） 日程第13、議案第91号 財産の取得についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
町民課長。

●町民課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第91号財産の取得について、その提案理由と内容の説明を申し上げます。

戸籍事務の電算化につきましては、個人情報保護の重要性はもちろん、その専門性と特殊性によりデータ化の精度と信頼性が何より要求されます。現在の紙原本から電子化された新たな戸籍を作成するには、戸籍法に基づく複雑な改正方法となることから、業者の作業体制や実績を調査するとともに、この改正の際に生じる戸籍訂正等に対する支援体制なども見きわめながら、安全・安心のできる業者の選定を進めてまいりました。

したがいまして、金額の多寡だけで決定するのではなく、技術提案を受けた中で選定する、いわゆるプロポーザル方式による選定を行うこととしました。

また、この戸籍事務電算化につきましては、管内の自治体にとっても従前から課題となっており、鉦路市の着手が引き金となり、各町村が具体的な検討を始めたことから、管内の町村長会議において各町村が共同でこの戸籍事務の電算化を進めることにより、少しでも経費が軽減できるのではないかとの判断から、標茶町を除く管内6町村の戸籍担当者と情報担当で構成する戸籍電算化連絡会議において、共同での導入を検討してまいりました。

当初、6町村での共同運用も検討しましたが、一部事務組合等の結成や各町村の実施時期が異なることから、共同運用は困難との判断をいたしました。しかし、個別に導入するよりも共同調達のほうが価格の面で有利であるということ踏まえ、共同調達での導入を前提としてプロポーザル方式による評価検討を行い、業者選定を行いました。

最近の資料から、現在、業務受託可能な5社を選定し参加案内をしたところ、2社が辞退し、HCC、NEC、富士ゼロックスシステムサービスの3社について検討を行うことになりましたが、業務内容を明記した仕様書の提示段階で自社のシステムに合致しないとの理由でNECが辞退し、最終的にはHCCと富士ゼロックスシステムサービスの2社での比較評価となりました。

その内容は、デモストレーション、プレゼンテーションによる評価を実施したほか、25項目にわたる質問事項の回答に対する評価、さらに、すでに電算化した自治体への23項目にわたるアンケート調査を行い、それらの総合評価を行いました。最終的に、セットアップ作業実績や、システム導入実績の評価が高い富士ゼロックスシステムサービスを選定するとともに、価格についても提示されている金額に対し、さらに内容を詰めることで4%での減額を図ったところです。

これらの検討結果は11月16日、各町村ら報告がなされ、厚岸町においてはこの結果を尊重し、選定された富士ゼロックスシステムサービス株式会社に対し最終仕様書を提示し、去る12月14日見積書の提出を求め、合意に至ったものであります。なお、厚岸町は今回の戸籍の電算化事業に関しましては、二つの契約に分割しております。

一つは、戸籍を電子化するための業務委託を、金額4,095万円で契約をしております。もう一つが、今回議案として上程いたしました戸籍総合システムソフトウェア・ハードウェアの購入となっております。

本来、この二つの契約は戸籍電子化連絡会議での検討では、システムとセットアップと分離した場合、費用も含めデメリットが大きいとの判断や、この先の維持管理契約をも含めた総合的な検討での結論であることから、同一業者との契約になるところであり

ます。しかし、今回の二つに分割発注しているのは、戸籍総合システムソフトウェア・ハードウェアの契約については、内容的に備品購入に当たるとの考えと、管理面においてハードウェアについては町の財産として取得し、庁舎内情報処理室で一括管理する必要性もあることから、契約相手は同一であるもののセットアップ業務とは分離し、備品購入費で財産の取得として契約するものであります。

したがいまして、物品の購入として、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

追加議案書1ページであります。

1として、財産の種類は物品であります。2として、名称、数量ですが、戸籍総合システムソフトウェア・ハードウェア一式であります。3といたしまして、契約の方法でございますが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約であります。4として、取得価格、金2,268万円であります。5として、契約の相手方ですが、東京都千代田区神田錦町3丁目24番地、富士ゼロックスシステムサービス株式会社であります。

2ページをごらんください。参考といたしまして、戸籍総合システムのソフトウェアとハードウェアの概要を添付してございます。ソフトウェアですが、表にあります正字対応文字セットから正字対応姓名辞書までの13のソフトについて、それぞれ品名・規格等欄に用途を記載してございます。また、データサーバーから窓口端末での4種類のハードウェアについても、その仕様と台数について記載しておりますので、ご参考に供していただきたいと存じます。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第14、各委員会先進地行政視察報告書を議題といたします。

総務常任委員会並びに産業建設常任委員会が閉会中に実施した先進地行政視察の報告書が、今般、それぞれ委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定しました。

- 議長(南谷議員) 日程第15、産業建設常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、会議規則第77条の規定により、産業建設常任委員会が所管事務について調査した結果の報告書が委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定しました。

- 議長(南谷議員) 日程第16、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長(南谷議員) 以上で、本定例会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成21年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。

午後6時41分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年12月18日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

署名議員

署名議員